

[事案 2020-286] 新契約無効請求

・令和3年10月18日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分および誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年9月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、運用実績が7%で推移したら7年後に100%になり、15年後に172%になるという説明を受けて契約した。
- (2)募集人から、リスクはあまりないと言われたが、当初説明を受けた運用予測と大きく食い違いがある。
- (3)教育資金の準備が目的であること、手元に400万円あることを募集人に話したところ、本契約を勧められ、3年間の前納保険料として約400万円を支払ったが、これ以上は支払えないと話している。3年経過した後は、月額保険料が約11万円となるとは聞いていない。
- (4)契約してから3年後に払済保険に変更したが納得できない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人宅で2~3時間かけて説明と手続きを行なっている。契約概要・注意喚起情報を手交し、内容についての理解度を確認し、リスクに関する事項、費用等、不利益事項について説明した。また、死亡保障と月額保険料は設計書で説明している。
- (2)募集人は、申立人に対し、運用実績が7%で推移したら7年後に100%返ってくるとは説明しておらず、解約時の返戻額が払込保険料を下回る可能性は設計書にて説明した。
- (3)募集人は、申立人のライフプランのヒアリングの際、親からの贈与もあり当時2,000万円程の資産があること、配偶者の父が所有する住宅に居住しているため住居費負担も無く、毎年の余裕資金は200万円程あると聞いたため提案した。
- (4)募集人は、3年分の前納が終わったタイミングで、申立人と今後について所定の書類で打ち合わせを行い、申立人は払済を選択している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分および誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。